



# 重要なお知らせ

## 手荷物の植物について

輸入申告がない場合や違法に植物を持ち込んだ場合、

**罰則の対象**となります。

◆ 税関検査前に必ず植物検疫カウンターにお越し下さい。



手荷物で日本に持ち込んだ植物について、以下の点にご注意願います。

- 1 携帯品・別送品申告書（税関申告書）に植物の申告が必要です。
- 2 苗木や種子などの種苗類、切花、野菜、果物、豆、米などには、輸出国政府機関が発行する検査証明書の添付が必要です。
- 3 持込みが禁止されている植物は廃棄されます。

◆ 輸入検査の手続きでパスポートや搭乗券の情報を記録する際は、検査に時間を要します。



違法に輸入禁止品や植物を持ち込んだ場合は、植物防疫法に基づき廃棄処分となり、3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金が科せられる場合があります。



植物の持込みができるかどうかについては、こちらをチェック！



検査証明書については、こちらをチェック！

## 植物防疫所の主なお問合せ先

- 横浜植物防疫所 045-211-7153 ● 門司植物防疫所 093-321-2601
- 名古屋植物防疫所 052-651-0112 ● 那覇植物防疫事務所 098-868-2850
- 神戸植物防疫所 078-331-2386



农林水产省 植物防疫所

# 重要通知

## 关于随身携带的植物

未进行进口申报时、违法带入植物时，

## 适用罚则。

◆ 海关检查前，请务必前往植物检疫柜台。



随身携带进入日本的植物应注意以下事项。

- 1 需要在携带品和托运品申报单（携带品分离运输行李申报单）中申报植物。
- 2 苗木、种子等种苗类、切花、蔬菜、水果、豆、米等需要随附出口国政府机构出具的检疫证书。
- 3 禁止带入的植物会被丢弃。

◆ 办理进口检查手续过程中登记护照、登机牌信息时，检查需花费时间。



违法带入禁止进口品、植物时，会依据植物防疫法实施废弃处分，有时会处以3年以下有期徒刑或300万日元以下罚款。



植物能否带入日本  
点击此处查询！



检疫证书点击此处查询！

### 植物防疫所主要联系方式

- 横滨植物防疫所 045-211-7153
- 门司植物防疫所 093-321-2601
- 名古屋植物防疫所 052-651-0112
- 那霸植物防疫事务所 098-868-2850
- 神户植物防疫所 078-331-2386

MAFF  
Ministry of Agriculture,  
Forestry and Fisheries  
农林水产省

## 植物的病虫害 侵入警戒中

# 国慶節

でお出かけになる皆様へ

お土産が

# 肉製品

# ?

## それっていいの？

アジア地域でアフリカ豚熱が  
発生しています。

肉製品は日本に持ち込み  
できません。



輸入検査を  
受けずに持ち込むと、  
3年以下の懲役又は  
300万円以下の罰金  
が科せられます。

# 輸入禁止



肉製品等の持込について

日本にいらした際は、日本産の畜水産物をお楽しみください!

日本国 農林水産省 動物検疫所

# 国庆节

时去国外的旅客，请注意！

# 肉制品

## 禁止带入日本

海外からの肉製品は日本に持ち込めません。

### 非洲猪瘟在亚洲蔓延

アジア地域でアフリカ豚熱が発生しています。

如有违法行为，  
必处罚三年以下徒刑或  
300万日元以下罚款。

輸入検査を受けずに持ち込むと、  
3年以下の懲役又は300万円以下の  
罰金が科せられます。

# 禁止入境

去日本旅游时，敬请品尝日本的山珍海味！

日本国农林水产省动物检疫所

日本国 農林水産省 動物検疫所

详细是 Web

